

湖西市からのお知らせ

『民間宅地開発促進補助制度』をご活用下さい！

～「宅地開発事業者」及び「その開発事業者に土地を提供した者」に対し、奨励金を交付します～

※令和5年5月19日作成

目的

湖西市立地適正化計画で設定している居住誘導区域内において、住宅用地の開発を促進するため、2つの民間宅地開発促進補助制度を令和3年10月1日から開始しています。

居住誘導区域内で住宅用地の供給を促すことで、持続可能な集約・連携型のまちづくりにつなげます。

位置

湖西市立地適正化計画で設定している居住誘導区域内
・鷺津地区：約220.8ha ※市役所周辺地区を除く
・新所原地区：約165.0ha

詳細は本資料裏面参照

概要

1. 土地の開発を行う事業者への補助 (湖西市民間宅地開発事業奨励金制度)

住宅用地分譲のための開発完了後、市に帰属することになる公共施設(道路、調整池)の面積に応じ、奨励金を交付します。

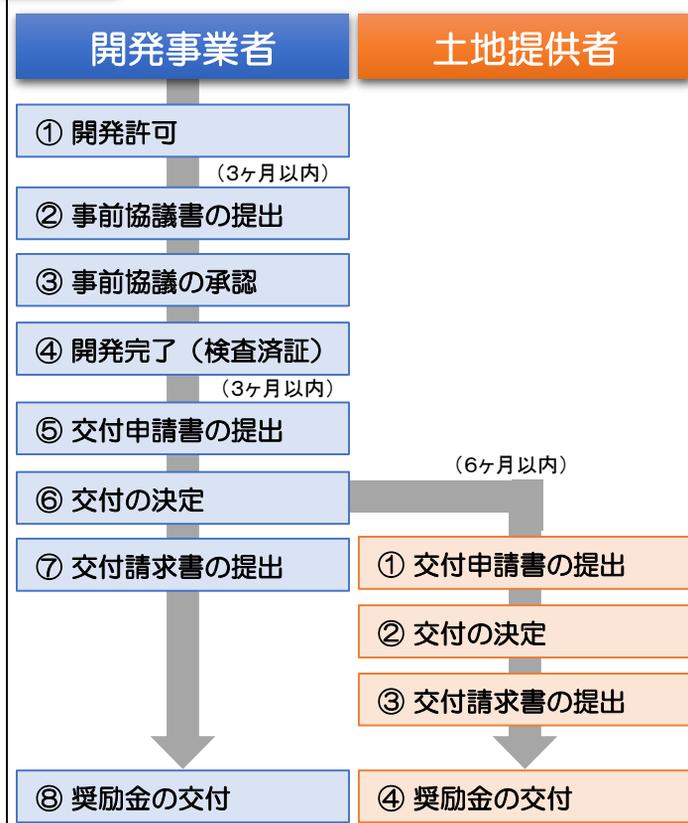
- (1) 奨励金の額
 - ・単価：道路…3,000円/㎡ 調整池…6,000円/㎡
 - ・上限額：1つの宅地開発事業につき、1,000万円
- (2) 対象となる土地
 - ・1,000㎡以上のまとまった土地で、都市計画法の開発許可を受けた事業に係るもの
- (3) 対象者
 - ・令和9年3月31日までに開発許可を受けた者
- (4) 交付時期
 - ・開発完了後

2. 土地を提供する者への補助 (湖西市民間宅地開発土地提供者奨励金制度)

住宅用地分譲のための開発を行う事業者(上記奨励金を受ける事業者に限る)へ土地を提供(売却)する場合に、土地提供者に奨励金を交付します。

- (1) 奨励金の額
 - ・単価：2,000円/㎡
 - ・上限額：1つの宅地開発事業につき、1人200万円
※土地を共有している場合は、持分割合に応じます。
- (2) 対象者
 - ・提供する土地を長期所有している者(提供する年の1月1日時点で所有期間が5年を超える者)または相続した者で、市税を滞納していない者
- (3) 交付時期
 - ・開発完了後

手続



定義

立地適正化計画とは…

☞都市再生特別措置法の一部改正により制度化された、生活利便性の高い「コンパクトなまちづくり」の指針となるもの

居住誘導区域とは…

☞人口減少下であっても一定エリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域

【お問合せ先】

制度の詳細な内容は下記担当課へお尋ねください。

湖西市役所 都市計画課

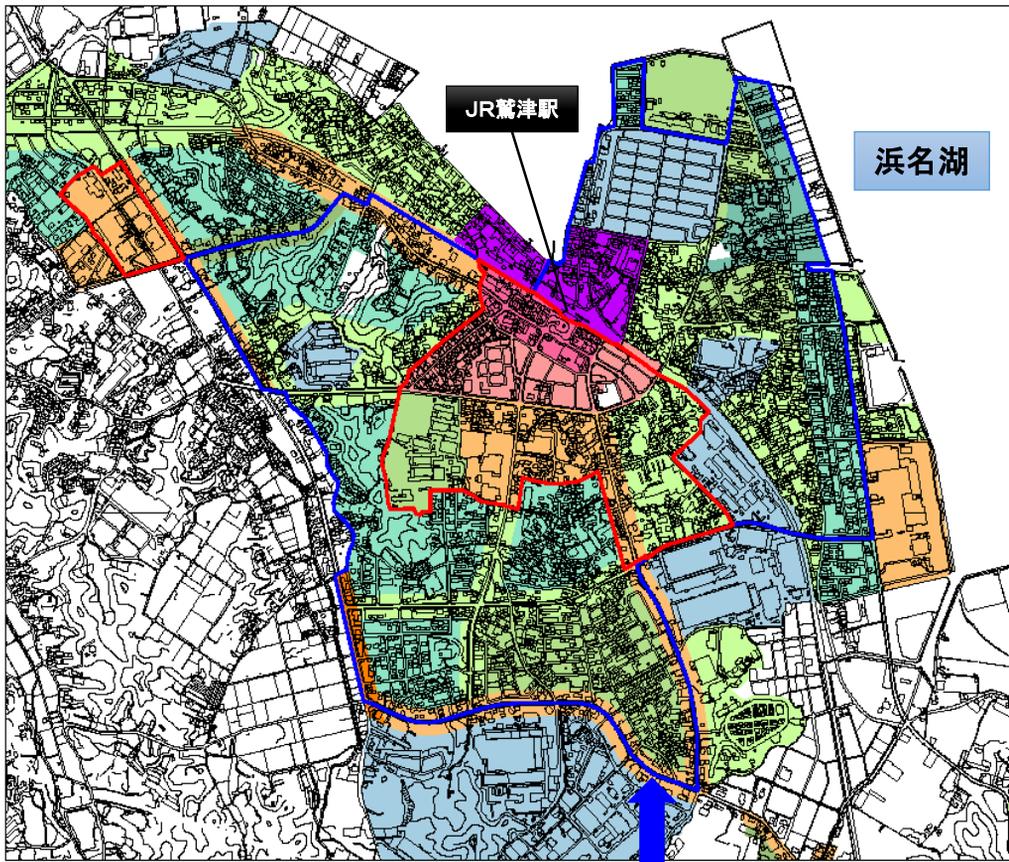
〒431-0492 湖西市吉美3268番地

TEL 053-576-3117

E-mail toshikei@city.kosai.lg.jp

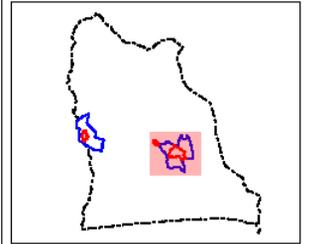


湖西市公式ウェブサイト



都市機能誘導区域・居住誘導区域
概要図

鷺津地区

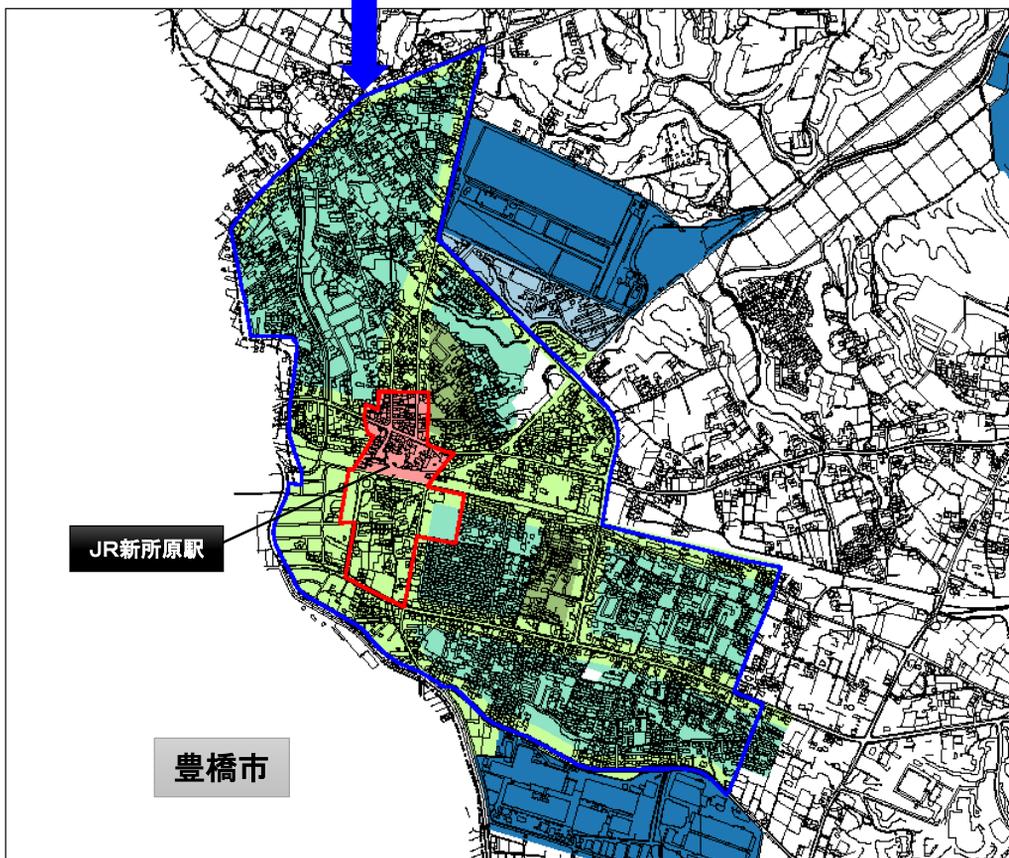


- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- 用途地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 工業専用地域
- 工業地域
- 準工業地域

0 100 200 300 400 500 m

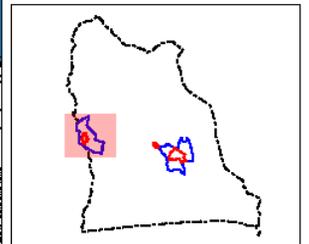


居住誘導区域(青枠線内の区域)



都市機能誘導区域・居住誘導区域
概要図

新所原地区



- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域
- 用途地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 工業専用地域
- 工業地域
- 準工業地域

0 100 200 300 400 500 m

